

## 第50回狛江市民まつり 協賛者募集要項

## 1. 趣旨

狛江市民まつりは、多くの企業・団体、市民の皆さんのご協力によって実施しています。  
 実行委員会では、皆さんにとって楽しい市民まつりとなるよう運営・企画をしています。  
 開催・運営を支えていただける協賛者を募集します。

## 2. 第50回狛江市民まつりについて

|    |                                                                       |
|----|-----------------------------------------------------------------------|
| 日時 | 令和8年11月15日（日） 午前9時～午後3時30分 ※雨天決行                                      |
| 会場 | 狛江第一小学校、狛江市役所（市民ひろば・こまえみらいテラス）、市民グランド、たかちゃんえきまえ広場、一小通り、本町通り、エコルマホール 等 |

## 3. 協賛内容

|         |                                                                            |
|---------|----------------------------------------------------------------------------|
| (1) 協賛金 | 1口 5,000円 ※何口でもお申込みいただけます                                                  |
| (2) 協賛品 | まつりの広報啓発や運営に必要な物品等の提供又は貸与<br>※協賛品は、実行委員会において内容及び提供価格等を確認し、協賛金額相当として取り扱います。 |

## 4. ご協賛いただいた方への掲載・特典

|                |                                                                                                                         |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| すべてのご協賛者       | ・第50回狛江市民まつり冊子パンフレット及び市内公共施設等のデジタルサイネージへの協賛者名掲載<br>・協賛者向け来場特典付き案内状の送付<br>※掲載方法（掲載順・文字サイズ、表示期間等）は、実行委員会にて決定します。          |
| 50,000円以上のご協賛者 | 冊子パンフレットへの広告掲載をお申し込みいただけます。<br>※広告掲載には審査があります。協賛額の条件を満たした場合でも、必ず掲載されるものではありません。<br>※広告掲載を希望される場合は、「10. 掲載広告仕様」をご確認ください。 |

## 5. 申込方法

|                                                                                                 |                                                                                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| オンライン申込み<br> | QRコードまたはURLから専用フォームにアクセスし、必要事項をご入力ください。<br>申込内容の送信完了後に自動配信されるメールにて、協賛金の振込先等をご案内します。<br>【専用フォーム】 <a href="https://logoform.jp/form/SuTL/1639514">https://logoform.jp/form/SuTL/1639514</a> |
| 窓口申込み                                                                                           | 協賛申込書へ必要事項をご記入の上、事務局窓口へご提出ください。<br>協賛金の納入方法については、申込時にご案内します。<br>※申込書は事務局窓口にて配布します。                                                                                                        |

※広告掲載を希望する場合は、広告掲載決定通知を受けた後に、協賛金を納入していただきます。

※協賛品のご提供については、お申込み後、提供方法等について事務局と調整していただきます。

## 6. 申込・入金期限

|                          |                                            |                                                   |
|--------------------------|--------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 通常の申込・入金期限<br>(広告掲載希望なし) | 令和8年9月24日(木) 必着                            |                                                   |
| 広告掲載を希望する場合              | 広告掲載申込期限<br>広告掲載の審査・決定<br>協賛金の入金又は協賛品の提供期限 | 令和8年8月20日(木) 必着<br>令和8年9月15日(火) 頃<br>令和8年9月24日(木) |

※広告掲載申込後、事務局から「狛江市民まつり パンフレット広告 ご入稿ガイド」を送付します。広告原稿の作成、素材・データの提出及び校正等は、同ガイドに基づき、広告掲載申込者とパンフレット制作事業者の間でおこなっていただきます。

※各期限を過ぎた場合、入金又は協賛品の提供が確認できない場合、又は指定する期限までに広告原稿の確認等が行われない場合は、協賛者名掲載又は広告掲載ができないことがありますので、あらかじめご了承ください。

※制作状況、審査状況その他の事情により、日程を変更する場合があります。

## 7. 協賛として受け付けられないもの

次のいずれかに該当するものは、お受けできません。

- ・市民まつりの趣旨に反するもの
- ・政治活動又は宗教活動に関するもの
- ・公職選挙法第3条に定める公職にある方（候補予定者を含む）によるもの
- ・狛江市暴力団排除条例第2条に定める暴力団、暴力団員又は暴力団関係者によるもの
- ・その他、市及び実行委員会が不適当と認めるもの

## 8. その他

- ・納入いただいた協賛金及び協賛品は、原則として返還いたしません。
- ・天災その他やむを得ない事情により、市民まつりの内容を変更又は中止する場合があります。
- ・狛江市民まつり実行委員会は適格請求書発行事業者ではありません。このため、適格請求書（インボイス）の発行はできません。なお、協賛金の受領に係る領収書は発行いたします。

## 9. お問い合わせ

狛江市民まつり実行委員会事務局（狛江市役所2階 協働コミュニティ課内）

受付時間 8:30～17:00（土日祝日を除く）

TEL 03-3430-1111

メール commkkr01@city.komae.lg.jp

## 10. 掲載広告仕様

50,000 円以上のご協賛者が対象です。

### 10-1 概要

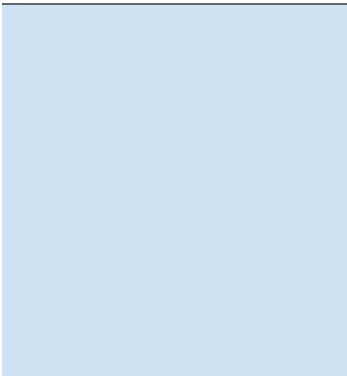
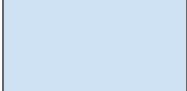
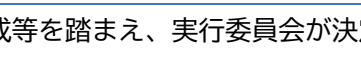
地域事業者等の皆様の PR 機会の充実を図るとともに、市民まつりの運営に係る財源を確保するため、冊子パンフレットへの広告掲載を行います。

|        |                       |
|--------|-----------------------|
| 掲載媒体   | 第 50 回狛江市民まつりパンフレット   |
| 掲載媒体仕様 | A4 判冊子、カラー、12 ページ（予定） |
| 発行部数   | 15,000 部（予定）          |
| 配布場所   | 市内公共施設、市民まつり会場等       |
| 配布開始   | 令和8年10月15日（木）（予定）     |

### 10-2 広告サイズ

|             |                                    |
|-------------|------------------------------------|
| 300,000 円以上 | （A4 判 1 ページ相当） 縦 257mm × 横 180mm   |
| 200,000 円以上 | （A4 判 1/2 ページ相当） 縦 126mm × 横 180mm |
| 100,000 円以上 | （A4 判 1/4 ページ相当） 縦 126mm × 横 88mm  |
| 50,000 円以上  | （A4 判 1/8 ページ相当） 縦 61mm × 横 88mm   |

#### ■ 広告サイズのイメージ（A4 比率）

| A4 全面                                                                              | A4 1/2 面                                                                            | A4 1/4 面 | A4 1/8 面                                                                             |
|------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|----------|--------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  |          |  |
|                                                                                    |  |          |  |
|                                                                                    |  |          |  |
|                                                                                    |  |          |  |

※広告掲載位置は、紙面構成等を踏まえ、実行委員会が決定します。掲載位置を指定することはできません。

### 10-3 広告原稿の作成・入稿について

広告掲載申込後、事務局から「狛江市民まつり パンフレット広告 ご入稿ガイド」を送付します。  
 広告原稿の作成、素材・データの提出、広告原稿の確認及び校正等は、同ガイドに基づき、広告掲載申込者とパンフレット制作事業者との間で行ってください。

## 11. 注意事項

以下は、協賛及び広告掲載に関する共通の注意事項です。申込みに当たっては、内容をご確認ください。

### （1）狛江市の広告掲載に関する規定について

広告掲載については、狛江市公共物等有料広告掲載取扱要綱及び狛江市民まつりパンフレットの広告掲載に関する取扱基準に基づき取り扱います。広告の内容等について審査を行い、審査の結果、広告内容の修正をお願いすることがあります。また、内容によっては広告を掲載できない場合があります。

### （2）協賛者名の掲載について

協賛者名は、申込時に記載された名称を基本として掲載します。申込期限後の申込み、入金又は協賛品の提供が確認されない場合又は制作スケジュールの都合により、協賛者名を掲載できない場合があります。

### （3）広告掲載について

広告掲載は、所定の協賛金額以上の協賛者に対する特典として実施します。広告の掲載位置は誌面構成等を踏まえ、実行委員会が決定します。掲載位置を指定することはできません。

### （4）掲載媒体について

広告掲載媒体は、「第 50 回狛江市民まつり冊子パンフレット」のみとします。

### （5）広告原稿について

広告掲載申込者は、申込後に送付する広告ご入稿ガイド及びパンフレット制作事業者の案内に従い、指定する期限までに、素材・データの提出、広告原稿の確認その他必要な対応を行ってください。

### （6）掲載できない広告

法令等又は公序良俗に反するもの、政治活動・選挙活動・宗教活動・意見広告又は個人宣伝に関するもの、公職にある方又はその候補予定者に関するもの、虚偽又は誤認を生じさせるおそれがあるもの、誇大表示又は不当表示に当たるおそれがあるもの、第三者の権利を侵害するおそれがあるもの、消費者保護の観点から適切でないもの、青少年の健全育成を阻害するおそれがあるもの、暴力団その他反社会的勢力に関係するもの、美観風致を害するおそれがあるもの、公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの、市民まつりの趣旨、品位又は公共性を損なうおそれがあるもの、その他、狛江市の広告掲載に関する規定に適合しないものは掲載できません。

### （7）広告掲載の審査及び決定

パンフレット制作事業者から提出された、広告掲載申込者確認済みの完成版広告原稿について、申込内容、協賛金又は協賛品の内容等、狛江市の広告掲載に関する規定への適合状況その他必要な事項を確認し、市が広告掲載の可否を決定します。広告の内容について修正が必要であると認められる場合は、修正を求めることがあります。指定する期限までに修正が行われない場合は、広告を掲載できないことがあります。広告掲載の可否は電子メール等により申込者へ通知します。

### （8）広告掲載決定の取消し等

広告掲載の決定後であっても、狛江市の広告掲載に関する規定に適合しないことが判明した場合、申込内容に虚偽があった場合、指定する期限までに協賛金等の納付又は提供が行われなかった場合、又は指定する広告原稿の修正が行われなかった場合は、広告掲載の決定を取り消すことがあります。広告掲載ができない場合であっても、協賛者一覧への名称掲載は可能な範囲で対応します。

### （9）広告内容の責任

広告内容に関する責任は広告主が負うものとします。広告掲載に起因して第三者との間に苦情、紛争、損害賠償等が生じた場合は、広告主の責任と負担により対応してください。広告掲載は、実行委員会又は市が広告主、商品、サービス等を推奨するものではありません。

### （10）市民まつりの中止、内容変更又は広告を掲載できなかった場合の取扱い

荒天、災害、感染症の拡大その他やむを得ない事情により、市民まつりを中止又は内容変更する場合があります。また、広告掲載の決定後、広告主の責めに帰することができない事由により広告を掲載できなかった場合であっても、協賛金及び協賛品の返還は行いません。

### （11）インボイス制度への対応

実行委員会は、適格請求書発行事業者ではないため、適格請求書及び適格領収書、いわゆるインボイスの発行はできません。なお、協賛金の受領に係る領収書は発行いたします。

### （12）その他

本要項に定めのない事項については、実行委員会が別に定めます。広告の掲載位置、掲載方法等は、制作上の都合、申込状況その他の事情により調整する場合があります。